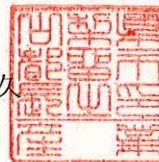


農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和4年3月31日

都留市長 堀内富久

記



1. 取りまとめた協議結果の名称

- ① 人・農地プラン（都留市全域）
- ② 人・農地プラン（川棚地区）

2. 協議の場を設けた区域の範囲

- ① 都留市【全域】
- ② 都留市【川棚】

3. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和4年3月28日

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

① 経営体数

| | | |
|------|--------|--------------|
| 個 人 | 84 経営体 | (うち認定農業者 6) |
| 法 人 | 8 法 人 | (うち認定農業者 2) |
| 集落営農 | 0 組 織 | |

② 経営体数

| | | |
|------|-------|--------------|
| 個 人 | 4 経営体 | (うち認定農業者 0) |
| 法 人 | 0 法 人 | (うち認定農業者 0) |
| 集落営農 | 0 組 織 | |

5. 地域における担い手の確保状況

- ① 担い手はいるが十分ではない。
- ② 担い手はいるが十分ではない。

6. 当該区域における農業の将来の在り方

- ① 現在、農業従事者の高齢化、担い手の不足及び有害鳥獣による農作物被害等により、耕作放棄地が発生しているが、農地所有者を対象とした「農地貸借意向状況調査」の実施結果等を勘案し、新規就農者や農業参入企業の農地確保を支援し、優良農地の確保につとめるとともに、中心経営体には、農地中間管理機構を活用することで、農地の集積・集約化を図り、経営規模の拡大につなげる。また、地域農業の活性化及び農業者の所得向上を目的として平成28年11月にオープンした道の駅つる（農林産物直売所）を活用する中で果樹等の高収益作物の導入を推進し、農業者の営農、出荷及び生産技術の向上を図り、農家の支援を行っていく。加えて、平成29年度に事業着手した県営土地改良事業である中山間地域総合整備事業により、ほ場整備、水路及び農道等の農業生産基盤の整備を進めることで、農業者が営農に取り組みやすい環境となるようハーフ面からも支援を行う。
- ② 本地域は、有害鳥獣（特にシカやサル）による農作物被害が多い地域であり、農家の高齢化及び担い手不足により、耕作放棄地が増加していたが、地域内の農地を守るために、中心経営体となる農家自らが狩猟免許を取得し、有害鳥獣の駆除や追い払いに取り組んでいる。また、多面的機能支払交付金を活用し、地域内の農業者と共に水路及び農道の管理を実施する等、地域住民がまとまり、一体性のある地域となっているため、今後もこのような活動を継続していく。さらに、平成29年度に事業着手した県営土地改良事業である中山間地域総合整備事業により、ほ場整備、水路、農道及び鳥獣害防止施設等の農業生産基盤の整備が進んでいるため、農業者が営農に取り組みやすい環境となるようハーフ面からも支援を行う。

7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

- ① 農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。
- ② 農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。